

令和 5 年

大和市議会第 3 回定例会議案書



# 目 次

	ページ
報告第 6号 専決処分の承認について（裁判上の和解）	1
報告第 7号 令和4年度大和市継続費精算報告について	3
報告第 8号 令和4年度大和市健全化判断比率について	7
報告第 9号 令和4年度大和市資金不足比率について	9
認定第 1号 令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算について	11
認定第 2号 令和4年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につ いて	12
認定第 3号 令和4年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	13
認定第 4号 令和4年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に ついて	14
認定第 5号 令和4年度大和市病院事業会計決算について	15
認定第 6号 令和4年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について 及び	16
議案第29号	
議案第30号 大和市火災予防条例の一部を改正する条例について	17
議案第31号 物品購入契約の締結について	21
議案第32号 物品購入契約の締結について	22
議案第33号 令和5年度大和市一般会計補正予算（第3号） （以下、議案第34号まで別冊のとおり。）	
議案第34号 令和5年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	



報告第6号

専決処分の承認について（裁判上の和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

本市は、横浜地方裁判所令和4年（ワ）第■号損害賠償等請求事件について、次のとおり和解するものとする。

### 1 相 手 方

- (1) 原告1 市外在住者
- (2) 原告2 全国共済農業協同組合連合会

### 2 和解の要旨

- (1) 被告は、原告1に対し、令和4年4月15日発生の原告1自動車走行中の大和市道の損傷に基づく事故に係る和解金として、493,000円の支払義務があることを認め、和解成立から1か月以内に支払う。
- (2) 被告は、原告2に対し、本件の和解金として、330,000円の支払義務があることを認め、和解成立から1か月以内に支払う。
- (3) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告らと被告との間には、本件に関し、上記に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

### 理 由

当該事故について速やかな解決を図るため、裁判所による和解条項案を受諾し和解する必要による。

令和5年7月13日

大和市長 古谷田 力

報告第7号

令和4年度大和市継続費精算報告について

令和4年度大和市継続費精算報告について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

令和4年度大和市継続費精算報告書

(単位：円)

会計	款	項	事業名	年度	全体計画				
					年割額	左の財源内訳			一般財源
						特定財源	国県支出金	地方債	
一般会計	8 土木費	4 都市計画費	やまと公園改修整備事業	3	117,344,000	79,367,000	35,900,000	0	2,077,000
				4	512,736,000	334,459,000	163,800,000	0	14,477,000
				計	630,080,000	413,826,000	199,700,000	0	16,554,000
	10 教育費	2 小学校費	北大和小学校体育館 建替事業	3	88,910,000	18,370,000	66,800,000	0	3,740,000
				4	543,560,000	31,055,000	483,500,000	0	29,005,000
				計	632,470,000	49,425,000	550,300,000	0	32,745,000
		3 中学校費	鶴間中学校防音設備 整備事業	3	38,236,000	3,186,000	32,700,000	0	2,350,000
				4	57,354,000	13,094,000	41,400,000	0	2,860,000
				計	95,590,000	16,280,000	74,100,000	0	5,210,000
			引地台中学校防音設備 整備事業	3	286,107,000	114,392,000	161,400,000	0	10,315,000
				4	1,279,340,000	376,562,000	847,900,000	0	54,878,000
				計	1,565,447,000	490,954,000	1,009,300,000	0	65,193,000
	4 社会教育費	学習センター施設 整備事業	3	200,296,000	32,540,000	133,100,000	0	34,656,000	
			4	353,430,000	80,717,000	210,600,000	0	62,113,000	
			計	553,726,000	113,257,000	343,700,000	0	96,769,000	

支出済額	実績						比較					
	左の財源内訳						年割額と支出 済額との差	左の財源内訳			一般財源	
	特定財源			一般財源				特定財源				
	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		
116,482,000	79,886,000	35,300,000	0	1,296,000	862,000	△519,000	600,000	0	781,000			
472,950,030	308,424,000	154,700,000	0	9,826,030	39,785,970	26,035,000	9,100,000	0	4,650,970			
589,432,030	388,310,000	190,000,000	0	11,122,030	40,647,970	25,516,000	9,700,000	0	5,431,970			
88,910,000	12,873,000	66,100,000	0	9,937,000	0	5,497,000	700,000	0	△6,197,000			
517,312,760	34,491,000	435,200,000	0	47,621,760	26,247,240	△3,436,000	48,300,000	0	△18,616,760			
606,222,760	47,364,000	501,300,000	0	57,558,760	26,247,240	2,061,000	49,000,000	0	△24,813,760			
10,102,000	3,217,000	6,300,000	0	585,000	28,134,000	△31,000	26,400,000	0	1,765,000			
76,925,600	15,472,000	43,300,000	0	18,153,600	△19,571,600	△2,378,000	△1,900,000	0	△15,293,600			
87,027,600	18,689,000	49,600,000	0	18,738,600	8,562,400	△2,409,000	24,500,000	0	△13,528,600			
286,107,000	109,360,000	156,000,000	0	20,747,000	0	5,032,000	5,400,000	0	△10,432,000			
1,179,218,400	360,201,970	761,500,000	0	57,516,430	100,121,600	16,360,030	86,400,000	0	△2,638,430			
1,465,325,400	469,561,970	917,500,000	0	78,263,430	100,121,600	21,392,030	91,800,000	0	△13,070,430			
198,272,000	31,902,000	131,600,000	0	34,770,000	2,024,000	638,000	1,500,000	0	△114,000			
353,429,700	86,480,000	210,600,000	0	56,349,700	300	△5,763,000	0	0	5,763,300			
551,701,700	118,382,000	342,200,000	0	91,119,700	2,024,300	△5,125,000	1,500,000	0	5,649,300			



報告第8号

令和4年度大和市健全化判断比率について

令和4年度大和市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

令和4年度大和市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.34)	— (16.34)	3.4 (25.0)	33.7 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の早期健全化基準である。

報告第9号

令和4年度大和市資金不足比率について

令和4年度大和市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

## 令和4年度大和市資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	— (20)
下水道事業会計	— (20)

### 備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の経営健全化基準である。

認定第1号

令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算について

令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

認定第2号

令和4年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和4年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

認定第3号

令和4年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和4年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

認定第4号

令和4年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

令和4年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

認定第5号

令和4年度大和市病院事業会計決算について

令和4年度大和市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

認定第6号及び議案第29号

令和4年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について

令和4年度大和市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求め（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）、及び利益の処分について、同法第32条第2項の規定により議決を求める（剰余金処分計算書は、別冊のとおり。）。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

## 議案第30号

大和市火災予防条例の一部を改正する条例について

大和市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

## 大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例（昭和37年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「転倒し、亀裂し、又は破損しない」を「転倒せず、落下せず、破損せず、又は亀裂を生じない」に改める。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水」を「その筐体には、雨水」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒せず、落下せず、破損せず、又は亀裂を生じない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第26条の見出しを「(がん具煙火)」に改め、同条中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

第29条の3第1項中「もっぱら」を「専ら」に、「設けること」を「設けなければならない」に改め、同項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第2項中「部分。」の次に「以下」を加え、「設けること」を「設けなければならない」に改め、同条第3項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同条第4項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同項の表右欄中「この表」を「以下この表」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

第29条の4第1項及び第2項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同条第3項中「設けること」を「設けなければならない」に改め、同項の表右欄中「この表」を「以下この表」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項第1号中「いう。」の次に「以下」を加える。

第44条第13号を次のように改める。

(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

第45条に次のただし書を加える。

ただし、第42条の3第2項の規定により同条第1項に規定する計画を提出した場合は、この限りでない。

第45条第2号中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

別表第3厨房設備、気体燃料の項の次に次のように加える。

固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第1項第8号の改正規定、第11条の2第1項第4号の改正規定、第29条の3の改正規定、第29条の4の改正規定、第45条にただし書を加える改正規定及び同条第2号の改正規定については、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（この条例による改正後の大和市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備をいい、附則第4項に規定するものを除く。次項において同じ。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、施行日において現に設置されているもの及び施行日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しない。

## 議案第31号

### 物品購入契約の締結について

令和5年度教育用端末機購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市福田2600番地19  
株式会社有隣堂 大和営業所  
所長 小室裕章
- 3 契約金額 52,705,070円
- 4 納入場所 大和市上和田832番地  
大和市立桜丘小学校

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

### 提案理由

令和5年度教育用端末機を購入したい必要による。

## 議案第32号

### 物品購入契約の締結について

高規格救急自動車（その1）について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市磯子区坂下町1番1号  
神奈川日産自動車株式会社 法人営業部  
部長 實方忠雄
- 3 契約金額 20,350,000円
- 4 納入場所 大和市深見西四丁目4番6号  
大和市消防本部

令和5年8月30日提出

大和市長 古谷田 力

### 提案理由

高規格救急自動車を購入したい必要による。